ブロッサムキッズ中野桃園クラブ

学童クラブ利用案内 2026年度版

BCSSOM TOWHATUR

申請の際には募集要項をよくお読みになり、間違いのないようにお願いいたします。 ※募集要項及び申請書類の一部が2025年度の内容から変更されていますのでご注意ください。

書類が揃わない場合は、受付できません。受付期間をご確認いただき、早めの準備をお願いします。

※一括申請受付期間(第1期受付第1期期間)内に申請した場合、審査結果は2月初旬まで には郵送でお知らせいたします。

ブロッサムキッズ中野桃園クラブ利用案内の令和8年度の主な変更点

- 土曜日、学校休業日の開設時間を、朝8時から朝7時30分に変更しました。【4 ページ参照】
- 土曜日、学校休業日の「利用要件」を朝7時30分以降4時間以上と記載しました。 また「早退とする時間」を朝7時30分以降4時間30分未満と記載しました。 【12ページ参照】
- 日常的に支援や保護を必要とする児童の定義及び特別支援児童として調整指数が加 点となる具体的な内容を記載しました。【14、17ページ参照】
- 放課後等デイサービスの取扱いについて記載しました。【13ページ参照】
- 休職の取扱いについて記載しました。【15ページ参照】
- 4年生から6年生までの日常的に支援や保護を必要とする児童は学年によるマイナス調整を行わない旨記載しました。【17ページ参照】
- 第1期申請で第1希望が待機になり、第2期審査にて第2希望に利用が決定した際の手続きを変更しました。【21ページ参照】
- 自営業、家族従業者、個人事業主の提出書類の項目を変更しました。【26ページ参照】
- 提出書類である区立学童クラブ利用申請書と就労証明書の内容を変更しました。

運営法人 : 株式会社日本テレメッセージ

もくじ

Ι	ブロッサムキッズ中野桃園クラブとは ・・・・・P4
\prod	保育料等について ・・・・・・・・・ P10
\prod	利用要件、指数等について ・・・・・・・ P12
IV	利用申請の流れについて ・・・・・・・・P19
V	申請書類について ・・・・・・・・・・P24
VI	学童クラブ利用開始後について・・・・・・・P28

「2026年度学童クラブ利用案内」に添付されている書類

※すべて揃っているかをご確認ください。

- ① 提出書類確認書
- ② 学童クラブ利用申請書 及び(記入例)
- ③ 就労証明書 及び(記入例)
- ④ 就労等実績申出書

※以下書類は必要な方に配布しています。

○ 通学等支援(移動支援)サービスのご案内

ご不明な点がございましたら学童クラブにお問い合わせください。

一括受付期間(4月中に利用開始を希望する方が対象)

	受付期間	受付場所および受付時間
第1期申請受付	開始:令和7年11月10日(月)	受付場所
新 · 朔中胡文刊	締切: 令和7年12月19日(金)	ブロッサムキッズ中野桃園クラブ
第1期審查結果通知	令和8年1月下旬	受付時間
第2期申請受付	開始:令和8年1月31日(土)	平日:11:00~19:00
(定員に空きがある場合)	締切:令和8年2月10日(火)	土曜・学校休業日:お問い合わせください。
第2期審查結果通知 令和8年2月下旬~3月上旬		※ご提出前に事前連絡をお願いいたします。

お問い合わせ先

株式会社 日本テレメッセージ ブロッサムキッズ中野桃園クラブ

担当:髙尾

電話:03-6382-8510

電子メール:blossomkids8551@gmail.com

I

ブロッサムキッズ中野桃園クラブとは

1 学童クラブの概要

学童クラブは、児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業として、保護者の就労等の理由により放課後に適切な保護を受けられない児童を対象とした、放課後の遊びや生活の場です。学童クラブでの生活は放課後から始まります。その点が保育園や幼稚園での生活と大きく異なるところです。また、保護者の就労時間等だけでなく、学年や生活状況によっても利用時間や必要度が違います。学童クラブでは、遊びや活動などを通じて自主性、社会性などを培い、子どもたちー人ひとりが放課後に自立した生活を送る力を身に付けることを目指し、家庭と協力して支援を行います。

2 ブロッサムキッズ中野桃園クラブの事業概要

ブロッサムキッズ中野桃園クラブでは、保護者の就労などの理由により学校の放課後に適切な 保護を受けられない児童が安心安全に過ごせるよう見守り、遊びや活動などを通じて健全に成長 できるよう援助をしています。

3 利用期間

令和8年4月1日~令和9年3月31日

利用は1年毎の申請(年度単位の利用)となります。**現在利用している方も、引き続き翌年度の 利用を希望する場合は改めて申請する必要があります。**受け入れ人数に空きがある場合は、年度 途中からの利用や夏休み等の短期(1か月以上)利用もできます。

4 ブロッサムキッズ中野桃園クラブの開室日、休室日

(1) 開設日

区分	時間
月曜日~金曜日	放課後~20:00
土曜日、学校休業日	7:30~20:00

- ※学校休業日は夏休み等の長期休業日、行事振替日等
- ※18:00~20:00に帰る場合は、保護者または大人の代理人(高校生以上)の方のお迎えが必要です。
- ※学校休業日の早朝利用で7:30~8:00に登室される場合は、保護者または大人の代理人(高校生以上)の方の同伴が必要です。

(2) 休室日

日曜日、祝日、12月29日~1月3日、その他区長が必要と認めた日

5 定員

4 1 名

6 ブロッサムキッズ中野桃園クラブへの行き帰りについて

- 学童クラブは、お子さんによる通所を原則としていますが、利用時間が18時を過ぎる場合は、保護者または大人の代理人(高校生以上)の方のお迎えが必要です。 学校から自宅や塾、習い事等に行ってから学童クラブを利用することはできません。
- 障害等のため行き帰りに介助が必要な場合は、保護者の方の責任で介助者を付ける必要があります。なお、区では障害等があるお子さんに対し、自宅、学校、学童クラブ相互間への移動介助を支援する通学等支援事業(移動支援)を実施しています。ご案内のチラシが区役所及び学童クラブにありますので、必要な場合は各所にお申し出ください。事業の内容については、

中野区障害福祉課障害者支援係(03-3228-8706)

にお問い合わせください。

7 車両お迎え(ブロッサムキッズ中野桃園クラブ独自の有料サービス)

ブロッサムキッズ中野桃園クラブでは<u>桃花小学校と平和の森小学校の利用者に限り</u>車両でのお 迎えサービス(**有料**)を行っております。**送り送迎は行っておりません**。

お迎え場所

桃花小学校	キッズ・プラザ桃花(学校内併設)※1	
平和の森小学校	野方児童館 (学校外)※ 2	

- ※1 キッズ・プラザ桃花の利用にはキッズカードが必要になります。事前に準備をお願いいた します。
- ※2 野方児童館は月曜日が定休日ですが、施設の軒下の利用は可能です。月曜日は施設敷地内 でお待ちください。

利用申請方法

	入所決定通知と合わせてお送りする『4月ご利用時間
	申請シート』に送迎利用の有無を記載してください。
	期日につきましては『ご利用時間申請シート』に記載
新規利用初月	がございます。『ご利用時間申請シート』の締切を過
	ぎての申請の場合、サービスが提供できない場合がご
	ざいますので、締切日までに提出するようご注意くだ
	さい。
	月初に翌月の『ご利用時間申請シート』を児童に配布
利用初月以降	いたします。そちらに送迎利用の有無を記載してくだ
	さい。

利用料金

車両お迎え 月額:7,000円(税別)	
---------------------	--

※ 料金は利用回数によらず、月額制となります。

お支払方法

保育料と合わせて請求・口座振替

桃花小学校・平和の森小学校以外の方のお迎え送迎について

桃花小学校および平和の森小学校以外で迎え送迎を希望される場合、<u>第2申請期間を過ぎ前述の</u> 2校またはどちらか1校の児童への送迎希望が無い場合に限り、特例として『近隣の小学校』 1 校 への迎え送迎をその年度に限り利用することができます。

特例が適応された場合については、その年度は送迎希望が無かった桃花小学校および平和の森小学校の児童が年度途中から送迎を希望がでた場合や、<u>途中入所で送迎を行っていなかった前述の学校への迎</u>え送迎の希望が出た場合でも、該当年度は特例の送迎が優先されます。

特例送迎の次年度の送迎希望に桃花小学校と平和の森小学校両校からの迎え送迎の希望がある場合は 2校への送迎を優先されるため、特例が解除となり迎え送迎を行う事はできません。

8 外出について

ブロッサムキッズ中野桃園クラブでは出席後の外出を認めていません。通院や、塾、習い事等 に通う場合は退室になり、再び学童クラブを利用することはできません。

9 おやつ食物アレルギー等について

10 お弁当について

学校休業日や土曜日など学校給食がない日は、お弁当が必要です。

また、宅配弁当(各ご家庭で手配し、支払い済みのもの)の受け取りも行っています。詳細についてはお問い合わせください。

ご利用される場合の店舗指定は特にございません。下記の店舗は利用する宅配弁当が見つからない場合に当クラブから紹介させていただいている宅配弁当店となります。

宅配弁当店

店名: 配食サービスまごころ弁当 練馬・中野杉並店

電話番号: 03-5356-8930

ホームページ: https://magokoro-bento.info/

11 写真販売

インターネットサイト『えんフォト』にて日々の活動写真の販売をおこなっています。 詳細は、入所決定後に入所決定通知と併せお送りいたしますのでそちらをご確認ください。

写真料金

よんフォトL版: 80円/1枚2L版: 100円/1枚データ: 150円/1枚

12 えんダイアリー (プロッサムキッズ中野桃園クラブ 電子連絡帳)

ブロッサムキッズ中野桃園クラブでは紙連絡帳の代わりにアプリケーションを用いた電子連絡 帳を用いて日々の情報のやり取りをリアルタイムで行っています。

機能

機能	概要
登退室通知	お子さまがクラブに登室、退室した際に保護者の方
	ヘメール送信されます。(複数設定可能)
	システム内の連絡帳機能にて、連絡が可能です。
	リアルタイムでの連絡帳の確認、記入が可能です。
連絡帳機能	急な登退室の変更などの連絡もこちらになります。
	※事前にわかっている予定の変更については前日の
	18:00までにご連絡をお願いいたします。
	送迎時に、保護者の方が車両の位置をリアルタイム
	で確認することができます。また、お迎えバスの到
送迎運行状況の確認	着の通知を受け取ることができ、保護者のお迎えが
达型 建 11 从	スムーズにできます。
	緊急時・トラブル時にもバスの場所が確認できるた
	め、ご安心いただけます。
日毎日の空部	毎月発行するクラブのお便りについて、翌月10日頃
月便りの確認	までに配信しますので内容をご確認いただけます。
緊急連絡の通知	災害等の緊急時・児童の傷病時、緊急のお知らせ(一
糸心圧裕の旭和	斉告知)や個別の連絡帳でご連絡いたします。

※操作方法等についての詳細は入所決定通知と併せお送りいたします。

13 病気・発熱時およびケガ発生時の対応

- 1、お子さまの平熱を把握してください。利用時間中に**平熱プラス1℃になったとき、もしくは 熱がなくても下痢・嘔吐など全身状態が悪いときにはご連絡します**。出来るだけ早くお迎え をお願いします。
- 2、**法定伝染病またはその他の伝染病**にかかったときは、必ずクラブに連絡をし、**医師の許可があるまで休ませてください**。(治癒証明書の提出をお願い致します。コピー可です。)
- 3、お預かり中に具合が悪くなったり、ケガが発生するなど、**緊急を要する場合は**保護者の方に 連絡をとり、状況に応じて**当クラブの判断で職員が病院に連れて行くことがあります。治療 費は自己負担となります**のでご了承ください。
- 4、市販薬は受け付けません。医師から処方された薬を、お子さま自身で管理でき服用することができれば、お持ちいただくことは可能です。服用される際は、必ず事前にご連絡ください。

14 緊急時の対応について

自然災害などの緊急事態が発生した場合、お子さまの安全確保を第一に考え対応いたします。

1、台風・大雪などの天候不順の場合

学校の状況	対応内容	車両お迎え
学校が休校	7:30~受け入れ 保護者同伴必須	
授業を繰り上げて下校		状況により変動します。
(台風)	下校~受け入れ	前日または当日に『えんダイ
		アリー』にて告知します。
授業を繰り上げて下校	下校~受け入れ	中止
(積雪)	「なっ文り入れ	十工

- ※保育中の天候不順にみまわれた時や、警報が出た時は緊急連絡先に連絡し、お迎えをお願い致 します。
- ※保育中に大災害が発生した場合、ブロッサムキッズの敷地内で避難が可能であれば、お迎え の方がいらっしゃるまでお預かり致します。
- ※敷地内で避難が困難な場合は、一時避難場所・広域避難場(<u>中野区立四季の森公園及び区役所</u> <u>一体</u>)に避難いたします。

2、学級閉鎖の場合

学校の状況	対応内容
学校が休校	学級閉鎖は病気感染を防ぐための措置となりますの
授業を繰り上げ下校	で、可能な限りお休みのご協力をお願い致します。

3、広域避難場所 四季の森公園及び区役所一体



4、避難所 中野区立桃花小学校



\blacksquare

保育料等について

1 保育料

月額5.600円(児童一人につき)

2 納付方法

保育料のお支払いは、原則口座振替となります。「学童クラブ利用承認通知書」と一緒に口座振替の案内をお送りしますので、口座振替の手続きを行ってください。

3 減額、免除(減免)について

	対象	内容
1	学童クラブ利用児童が複数いる世帯※1	2人目以降 保育料月額2,800円
2	生活保護受給世帯 令和7年度住民税非課税世帯※2 令和7年度就学援助受給世帯※3	保育料免除
3	「学童クラブ利用休止届」を提出し、1日も 利用しなかった月	保育料免除
4	アレルギーなどにより、学童クラブが用意 するおやつを食べることができない児童	保育料月額4,000円
5	上記1かつ4に該当する児童	保育料月額2,000円

- ※1減額の対象となる学童クラブは、区内・外、公設・民設を問わず、放課後児童健全育成事業 に規定されている放課後児童クラブ(中野区では学童クラブ)です。
- ※2 「住民税非課税世帯」で、2025(令和7)年1月1日から引き続き中野区に居住されている 世帯については「非課税証明書」の提出の必要はありませんが、住民税の申告が必要な方は必 ず期日までに済ませください。税の申告については区役所税務課または税務署にお尋ねください。
- ※3 「就学援助」とは小、中学校に通うお子さんがいる家庭に対して、家庭の事情に応じて学用 品費や給食費等の援助を行う制度です。4月に学校から申請書が配布され、6月下旬に就学 可否が決定されます。就学援助の手続きについては、中野区立の各小学校から「就学援助の 援助のお知らせ」が配布されますので、そちらをご参照ください。また、新1年生で、新入 学用品費の就学援助の支給が3月31日までに決定している場合は、4~6月分の保育料が 免除となります。

4 保育料の決定

学童クラブの利用が決定した児童を対象に、区が所有する情報に基づき保育料を決定します。 4~6月は前年度の情報により決定します。保育料は4月中旬に決定し保護者へ通知します。6月の 住民税及び就学援助確定時期に保育料の見直しを行い、変更が生じる場合は改めて通知します。

5 令和7年1月2日以降に転入された世帯の方

令和8年4月~6月の保育料決定のために、世帯全員が住民税非課税もしくは就学援助を受給している場合は以下の書類をご提出ください。両方に該当する世帯はどちらか一方をご提出ください。

(1) 住民税非課税世帯

前住所地発行の「令和7年度(令和6年分)住民税課税証明書(非課税証明書)」世帯全員分

(2) 就学援助受給世帯

前住所地の教育委員会からの決定通知等

※令和7年度に中野区立(公設民営)学童クラブを利用している場合は提出の必要はありません。
※令和8年7月以降の保育料については別途ご案内します。

6 オプション

	送迎 ※1	月額7,000円(税別)
オプション		L版: 80円/1枚
		2 L版: 1 0 0 円/1枚
		データ: 150円/1枚

- ※1 桃花小学校(キッズプラザ)と平和の森小学校(野方児童館)へお迎えにうかがいます。
- ※2 日頃のお子様の様子やイベントなどを撮影しており、閲覧・購入することができます。

支払い方法

送迎	保育料と合わせて請求・口座振替※1
えんフォト	「えんフォト」にて購入毎に支払い※2

- ※1 料金は利用回数によらず、月額制となります。
- ※2 販売ページのアナウンスに従って購入してください。

利用要件、指数等について

1 利用要件

- 学童クラブを利用できる要件は、後述の「2 利用できる児童」と「4 保護者の状況及び基準指数」のいずれにも該当し、放課後1時間30分以上(1、2年生は16時以降、3年生は16時45分以降)適切な保護を必要とする日が週3日以上(4週で12日以上)あることを常態(概ね1か月間は同じ状態)とする場合です。ただし、放課後等デイサービスと学童クラブを併用する場合は、週2日以上(4週で8日以上)とします。土曜日、長期休業日の利用は、朝7時30分以降4時間以上保護に欠ける場合とします。
- 保護を必要とする日に定期的な習い事や塾等があり、常態として学童クラブを欠席する場合は「保護を必要とする日数」を-1日として換算します。
- 1、2年生は16時前、3年生以上は16時45分前に早退する場合は「欠席」と同じ 取扱いとし、「保護を必要とする日数」には当てはまりません。
- 1、2年生は16時から16時30分前、3年生以上は16時45分から17時15分前に早退する場合は、1日の早退につき調整指数で-1となります。なお、この時間内に保護者の勤務等の時間が終了する場合は早退にはなりません。【17ページ参照】
- 欠席、早退等とは、学童クラブ以外に居場所がある事業に参加する場合です。学校の課 外授業や行事、急な病気や怪我、それに伴う通院等の健康上の理由、家庭事情による急 用等は除きます。
- 前述のように欠席の日があり、保護を必要とする日の利用日数が週3日未満(4週で12日未満)の状況が1か月以上続く場合は、その月の末日をもって利用辞退となります。
- <u>学童クラブ保育料を3か月分以上滞納している場合は利用辞退となります。申請時に3</u> か月以上滞納している場合も利用要件に該当しないため申請できません。

区分		放課後と起点と	1時間30分以上	早退と
		する時間	保護を必要とする時間	する時間
日曜。仝曜	1.2年生	14:30	16:00以降	16:30以前
月曜~金曜	3年生以上	15:15	16:45以降	17:15以前

土曜日	仝 学年	利用要件	早退とする時間
学校休業日	土于午	朝7:30以降4時間以上保護に欠ける場合	朝7:30以降4時間30分未満

2 利用できる児童

学童クラブを利用できる児童は、以下に掲げる要件をすべて満たす児童です。

(1) 住所

中野区内に住所を有する児童(中野区に住民票があり実際に居住していること。ただし、学童クラブを 利用している年度の途中で区外へ転居した場合は、その年度に限り利用を継続できます。)

(2) 学年

小学校1年生から6年生。ただし、4年生から6年生は、日常的に支援や保護を必要とする児童。

- ※ 日常的に支援や保護を必要とする児童とは、以下のいずれかに当てはまる児童のことです。
 - 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されているか、特別 支援学級、特別支援学校へ通所している児童(当てはまる場合は調整指数の特別 支援児童に該当します)。
 - 発達について病院等で診断を受けており、自己管理が難しく放課後自立した生活 が困難と判断される児童。
 - 施設等に通所や相談をしており、自己管理が難しく放課後自立した生活が困難と 判断される児童。
- ※ インターナショナルスクールに通学している児童は学年の考え方が異なる場合があります。 詳しくは学童クラブ事業係(03-3228-8884)までお問い合わせください。

3 放課後等デイサービスの利用について

放課後等デイサービスとは児童福祉法に基づき療育や訓練等が必要な児童に対して、日常生活の基本動作の指導、知識や技能の提供等の支援を学校の授業終了後や学校休業日に行うものです。

日常的に支援や保護を必要とする児童が生活能力向上のため、放課後等デイサービスと学童クラブを併用する場合は、療育等を継続的に受けられるよう配慮し、適切な保護を必要とする日のうち「<u>週2日以上</u>、4週で8日以上」を利用の要件とします。その際は「受給者証(写し)」を提出してください。

放課後等デイサービスと学童クラブの併用は可能ですが、放課後等デイサービスを利用してから学童クラブを利用することはできません。

4 保護者の状況及び基準指数

第1期、第2期ともに申請受付期間内に申請があり、かつ利用要件に該当する児童が定員を超えた場合は、利用基準指数(基準指数と調整指数を合算したもの)の高い順に、定員まで利用承認を行います。

基準指数 (保護者それぞれの合算値) 調整指数 利用基準指数

	各保護者の状況					
類	類型 細目					
		勤務終了後直ちに帰宅した時間(居宅内就労				
		は勤務終了時間)が18時以降である日が週	20			
		3日以上あることを常態とする場合				
就	労	勤務終了後直ちに帰宅した時間(居宅内就労				
[月曜日から土曜	翟日の就労状況	は勤務終了時間)が17時~18時前である	18			
		日が週3日以上あることを常態とする場合				
		勤務終了後直ちに帰宅した時間(居宅内就労				
		は勤務終了時間)が16時~17時前である				
		日が週3日以上あることを常態とする場合	16			
		※利用要件3年生の保護者は16時45分以				
		降である必要がある。				
就学また	は就労の	類型「就労」の日数、時間(居宅内の場合は、	お光に進ぜて			
ための打	支能習得	就学等が終了した時間)の細目を準用する	就労に準ずる			
	入院	1か月以上の長期入院の場合	20			
	自宅療養	医師から安静療養を指示されているなどの理由で日中の大学				
疾病		を病床で過ごし(常時病(びょう)臥(が)状態)、放課後児童	18			
		の保護に当ることが相当の負担になる場合				
		上記以外で適切な保護を行えない場合(理由明記)	12			
障害		身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度ま				
(身体障害者手帳4	級以上、愛の手帳	たは精神障害者保健福祉手帳1・2級の場合	20			
4度以上、精神障害	者保健福祉手帳3					
級以上を交付されて	おり、常態として	身体障害者手帳3級、愛の手帳4度または精神障害				
児童の保護に当たれ	ない状況にあるこ	者保健福祉手帳3級の場合	16			
と。具体的内容につ	いては、申出書を					
提出する)		身体障害者手帳 4 級の場合	12			
看護・介護等(親	居宅外	類型「就労」の日数、時間の細目を準用する	就労に準ずる			
族等の看護・介護	71 071	XX主 / 7/10/27] *> 日 XXX * * 1/10/27/14/11 C 干 / 11 / 0	3,055 . 7 0			
のため常として児		類型「就労」の日数、時間の細目(看護・介				
童の保護に当れな	居宅内	護等の時間とする)を準用し、指数は「就労」	12~16			
い状況にあること)		の指数から4点減算する。				
求職		放課後適切な保護ができない日が週3日以上	12			
7)(- P-9V	あることを常態とする場合				
不存	不存在					
両親の不存在等	等により親族等	が養育している場合は療育者の状況等を上記に適用				
上記以外で保護	雙が特例的に必	要と認められる場合、上記のいずれかの適切な基準を適用				

(1) 共通事項

- 保護者のどちらか一方が休みの場合は、保護が必要な日には当たりません。
- 保護者それぞれに指数を付けます。一人で2項目以上に該当する場合は、指数が高い項目を 適用します。両親が不存在の場合は、養育者の就労状況等で判定します。
- 就労等の時間は保護者の勤務終了時間+時間外労働時間+通勤時間で判定します。ただし、 勤務の全日が在宅である場合は通勤時間を加味しません。
- 利用申請書記載の退室予定時刻は欠席、早退及び利用基準指数が同点の場合に活用します。
- 時間外労働時間は直近3か月の実績を3で割り1か月の実績を算出後、雇用契約上の就労日 数で割った時間を1日の平均とします。
- 通勤時間は保護者の状況が「就労」「就学」「看護・介護」の場合において、自宅と職場等 (事務所、学校、看護先等)との間の移動に要する時間であり、自宅と職場等との直行経路 による時間です。保育園の送迎や買い物を含めることはできません。通勤時間について記載 がない場合は、必要に応じて区で再計算する場合があります。

(2) 個別事項

- 変則的な就労の場合は、主な勤務時間帯で計算します。一番遅い勤務時間ではない旨注意して下さい。
- 夜間就労の場合は、帰宅後睡眠休息など就労に必要な時間をとるものと仮定して、就労等の 終了時間(通勤時間を含む)から8時間を加えた時間を就労等の終了時間とみなします。
- 就労先が複数ある場合は、就労状況を合算して審査します。
- 単身赴任の場合も、基準指数の判定のために就労証明書の提出が必要です。
- 就労中で産前産後休暇を取得している場合は利用要件に該当しますが、育児休業中は該当しません。

(3) その他

- 求職による利用期間は1か月、年1回限りとします。利用期間の1か月以内に学童クラブ申請事項変更届【28ページ参照】及び就労証明書を提出すれば継続して利用できますが、1か月経過しても就労が決まらなかった場合は利用辞退となります。
- 休職は利用要件に当てはまらないため利用できません。ただし、休職の理由が「就学」「疾病」「看護・介護」等であれば当該要件として申請できます。

5 「保護の必要な日」と「利用日数」の考え方

○保護者の勤務等が重なっている日が「保護を必要とする日」となり、それが月曜日から土曜日 までで3日以上あることが要件です。日曜日は数えません。

【例1】保護の必要な日が3日で**利用対象となる**が、調整指数は「-4|となる。

		月	火	水	木	金	土	日
保護者の就労等	父:週5日勤務	休	勤務	勤務	休	勤務	勤務	勤務
	母:週5日勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	休	#
保護を必要と	する日の判定	当たらない	0	0	当たらない	0	当たらない	

【例2】火曜日の母の就労等終了時間に睡眠休息等の8時間を加えた時間が15:15となり、保護を必要とする日に当たらないため、保護を必要とする日が2日となり<u>利用対象となりません</u>。

		月	火	水	木	金	土	日
保護者の就労等	父:シフト勤務	18:00まで	17:15まで	16:15~	7:15まで	休	18:00まで	17:1 5ま で
	母:シフト勤務	16:15~	7:15まで	休	17:15まで	17:15まで	17:15~	#
保護を必要と	する日の判定	0	当たらない	当たらない	当たらない	当たらない	0	

○保護を必要とする日の利用日数が3日以上あることが要件で、定期的な習い事や塾等に行って いる場合は差し引いて換算します。早退については12ページをご確認ください。

【例3】保護者の勤務等による保護を必要とする日が3日以上あるので<u>利用対象となります</u>。ただし、塾で欠席する日が1日あり「保護を必要とする日数による調整」の週3日に該当するため調整指数「-4|となります。

	月	火	水	木	金	土	
保護を必要とする日	当たらない	0	0	0	0	当たらない	
児童の状況		利用	利用	利用	塾不大席		

【例4】保護を必要とする日が3日以上ありますが、16時15分の早退が1日あります。

1、2年生の場合は早退による調整で「-1」、欠席2日で「保護を必要とする日数による調整」が週3で「-4」の合計「-5」となります。3年生の場合は、利用要件の16時45分より前に帰宅する月曜は欠席の取扱いとなります。そのため利用日数が2日となり、1用対象

となりません。

	月	火	水	木	金	土	
保護を必要とする日	0	0	0	0	0	当たらない	
児童の状況	16:15早退	利用	塾で大席	利用	塾で大席		

6 調整指数

	条件		調整指数	備考
	月曜から土曜の間に週	6日の場合	2	1、2年生は16時前、3年生は16
保護を必要と	月曜から土曜の間に週	5日の場合	0	時45分前に早退する場合は「欠席」
する日数によ	月曜から土曜の間に週	4日の場合	-2	と同じ取扱いとし、保護を必要とする
る調整	月曜から土曜の間に週	3日の場合	-4	日数に含めない。
	月曜から土曜の間に週2	日の場合※1	-6	※1 週2日利用での申請は放課後等デ
早退によ	1、2年生は16時30分			イサービス利用者のみ
る調整	3年生は17時15分		-1	※2 この時間内に保護者の勤務等の時
	に早退する場合(1日の早退に	こつき-1)※2		間が終了する場合は早退にならない。
	カトリ朝家庭の担合	1、2年生	4	単身赴任、離婚調停中、行方不明、配
世帯の状況に	ひとり親家庭の場合	3年生以上	2	偶者の虐待による逃避の場合を含む。
よる調整	両親の不存在等により親族等	が養育している	4	
	場合		4	
学年によ	1 年生		2	日常的に支援や保護を必要と
る調整	2 年生		-2	する児童※3、医療的ケア児
	3 年生		-4	ついては、マイナス調整は行
	4 年生から 6 年生	生まで	0	わない。
				身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害
特別支援児童	各学年共通	i	2	者保健福祉手帳等を交付されている
1970天波儿里	百十千八匹	<u>1</u>	۷	か、特別支援学級、特別支援学校等へ
				通所している。
医療的ケア児	各学年共通		2	V 5(1) 実施できる医療的ケアに該当
KENNED / / JU	百子十八匹			【26,27ページ参照】する場合
学童クラブ保育	育料を2か月分以上滞納してい	-6	審査時の納付状況による。	
(兄弟姉妹に係	系る保育料を滞納している場合	を含む)	O	

※3 発達について病院で診断を受けている、または施設等に通所や相談をしており、自己管理が難しく放課後自立した生活が困難と判断される場合は、学年によるマイナス調整を行いません。障害等により日常的に支援や保護を必要とする児童については、区立学童クラブ利用申請書の「児童の状況について」欄にご記入ください。必要に応じて保護者の方や関係施設に状況を確認させていただきます。また、障害の内容や施設の状況によっては、希望する学童クラブの利用について相談させていただく場合もあります。

7 入会の審査、順位について

(1)利用の決定

12ページの「Ⅲ 利用要件、指数等について」の要件に該当するかどうかを審査し、利用を決定します。

(2) 定員を超えた場合の利用の決定方法

- ア 利用基準指数が同点の児童が複数いる場合は、児童の保護が必要な状態を総合的に勘案し、以下の表の判定方法により順位を決定します。定員数以降の順位の方は「利用待機※」となります。
- イ 3月2日以降の申請の場合は、上記アで決定した最後の待機順位の次の順位となります。この場合は、先着順で待機順位が決まります。
- ※「利用待機」とは、申請者数が定員を超えたため、利用開始希望日から利用できず、 利用可能になるまでお待ちいただく状況のことです。年度途中で利用辞退者が出る など、定員に空きが生じたら、学童クラブ利用待機通知書「その他欄」に記載され ている待機順位の上位者から順に利用開始可能のご案内をします。

【指数が同点の場合の利用児童の判定方法】

判定順	調整要件
1	日常的に支援や保護を必要とする児童、医療的ケア児
2	学年の低い児童
3	両親不存在、ひとり親世帯の児童
4	4週間あたりの利用時間数の多い児童
5	4週間あたりの利用日数の多い児童
6	保護が必要な時間のうち出席時間の多い児童
7	保護の必要な日のうち出席日数の多い児童
o	保護の必要な日のうち判定条件にあたる就労等の時間の4週間あたりの総時間数(保護
8	者のうち時間の短い方)の多い児童
	保護者の在宅勤務の少ない児童
10	その他



利用申請の流れについて

I ブロッサムキッズ中野桃園クラブとは ・・・・・P 4

- <u>利用申請は、年度ごとに必要です。新学年での継続利用を希望する場合も改めて申</u> 請手続きをしてください。
- 同時に区内の2つ以上の学童クラブに申請することはできません。

例:区立学童クラブと区立学童クラブ、区立学童クラブと民間(民設民営)学童クラブなど

2 一括申請受付期間、受付場所等

(1)受付期間等

利用案内等配布	令和7年11月1日(土)から
第1期申請受付	令和7年11月10日(月)~令和7年12月19日(金)
先工	※先着順ではありません
	令和8年1月31日(土)~令和8年2月10日(火)
第2期申請受付	※先着順ではありません
	第2期は受け入れ人数に空きがある場合のみ受け付けます。
第2期以降の受付	令和8年3月2日(月)~

※ 第1期申請受付期間は区立学童クラブとは日程が異なります。区立学童クラブの期限とお間違いないようにご注意ください。

(2) 受付場所、時間

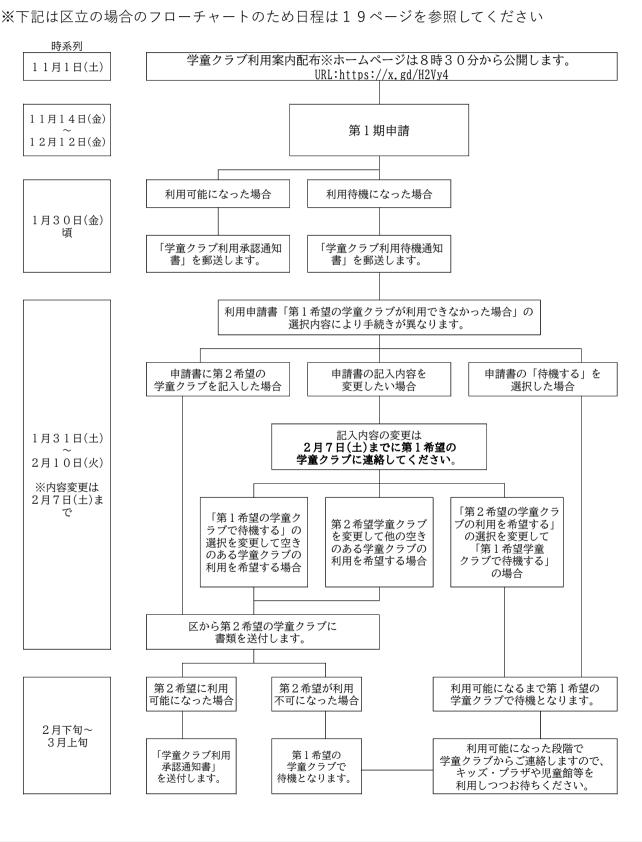
受付場所	受付時間
ブロッサムキッズ中野桃園クラブ	平日:11:00~19:00
プログリムイッス中封が図グフフ	土曜・学校休業日:お問い合わせください。

(3) 留意点

- 一括申請受付期間は、4月中に利用開始を希望する方が対象です。育児休 業中に申請する方は23ページを参照してください。
- 不足書類や書類の内容に不備がある場合は受け付けできません。余裕をもって受付期間までにご提出ください。提出時は書類の確認のためにお時間をいただきますのでご了承ください。
- 転入予定の方で書類を郵送を希望する場合は、お早めにご相談ください。
- ○メール及びFAXで書類を受け付けることはできません。

3 申請の流れ

11月1日(土)から学童クラブ利用案内、利用申請書類を各学童クラブ及び中野区役所7階 育成活動推進課で配布します。各書類は中野区ホームページからもダウンロードできます。



4 第1期申請【11月10日(月)から12月19日(金)】

(1)申請

- 11月1日(金)から学童クラブ利用案内、利用申請書類をブロッサムキッズ中野桃 園クラブで配布します。
- 申請にあたっては12ページ「III 利用要件、指数等について」の利用要件をご確認ください。
- 保護者の状況によりご用意いただく書類が異なります。申請書類については24ページ「V申請書類について」をご確認頂き、申請書類をすべて用意してからお申し込みください。申請は先着順ではありません。書類に不備がある場合は受け付けできません。
- 同時に区内の2つ以上の学童クラブに申請することはできません。
- 申請書類はコピーを取るなどして申請内容を控えておくことをお勧めします。

(2)調査、確認

株式会社日本テレメッセージまたはブロッサムキッズ中野桃園クラブから、保護者、 保護者の方の職場へ電話確認や追加資料の提出をお願いする場合があります。

(3)審査

12ページ「Ⅲ 利用要件、指数等について」に基づいて審査を行い、指数の高い順に 定員数まで利用を決定します。申請数が定員を超えている場合、利用決定順位以降の 順位の方は利用待機となります。

(4) 審査結果通知(1月31日(土)まで)

審査結果を郵送で通知します。必ず開封して内容をご確認ください。

ア 4月1日から利用できる場合

「学童クラブ利用承認通知書」を郵送します。利用承認期間が記載されていますので ご確認ください。

イ 利用待機となった場合

「学童クラブ利用承認通知書(待機)」を郵送します。その他欄に待機順位を記載していますのでご確認ください。次の手続きについては「5 第1期申請で「利用待機」となった場合」をご確認ください。

5 第1期申請で「利用待機」となった場合

利用申請書「第1希望の学童クラブが利用できなかった場合」の選択内容により手続きが異なります。利用申請書に記入した内容を忘れないようにご注意ください。

- ① 『第2希望の学童クラブの利用を希望する』を選択した場合 申請書類を返却いたします。
- ② 『ブロッサムキッズ中野桃園クラブが利用できるまで待機する』を選択した場合利用可能になった段階でブロッサムキッズ中野桃園クラブからご連絡します。

6 第2期申請で初めて申請する方【1月31日(土)から2月10日(火)】

(1)申請

- 〇 第1期申請期間で申請をせずに、4月中にブロッサムキッズ中野桃園クラブの利用を希望する方は、1月31日(土)から2月10日(火)の第2期申請期間で受け入れ人数に空きのある場合に申請することができます。学童クラブの空き状況は1月30日(金)に中野区ホームページに掲載されます。
- 第2期申請期間は先着順ではありませんが、第1期申請で区立学童クラブを待機となった方のうち、利用申請書に第2希望の学童クラブにブロッサムキッズ中野桃園クラブを記入した方及び第2希望を変更しなかった方が優先となります。

(2)調査、確認、審査

第1期申請時と同様です。

(3) 審査結果通知

2月下旬から3月上旬に審査結果を郵送で通知します。必ず開封して内容をご確認く ださい。

ア 4月1日から利用できる場合

「学童クラブ利用承認通知書」を郵送します。利用承認期間が記載されていますので ご確認ください。

イ 利用待機となった場合

「学童クラブ利用承認通知書(待機)」を郵送します。その他欄に待機順位が記載されていますのでご確認ください。学童クラブの利用が可能になった段階で学童クラブからご連絡します。

水職要件で利用を希望する方及び第1期、第2期申請受付期間に申込みをしなかった方

3月2日(月)から先着順で申請を受け付けます。すでに定員に達している場合にも申請できますが「利用待機」となります。申請前にご相談ください。

8 指定校の変更に伴う手続きについて

指定校変更申立の結果が不明な段階で学童クラブへ申請する際は、指定校変更先の学童クラブを第1希望に記入してください。指定校変更の結果によって第1希望の学童クラブを変更する場合は、速やかに学童クラブ事業係(03-3228-8884)にご連絡ください。

9 5月1日以降の利用を希望する方

利用開始日の1か月前から先着順で申請を受け付けます。すでに定員に達している場合にも申請できますが「利用待機」となります。申請前にご相談ください。

10 育児休業中の利用及び申請について

<u>育児休業取得中は、学童クラブは利用できません。年度途中で育児休業に入られた場合は利用辞退となります。</u>育児休業中に申請する場合は、学童クラブの利用を開始する月の翌月1日までに育児休業中の職場に復帰することが条件となります。5月1日までに職場復帰する場合は第1期及び第2期申請受付期間に申請でき、利用が決定した場合は4月1日からの利用が可能です。就労証明書に、復職した場合の勤務日や時間、育児休業期間と復職予定日を明記してもらってください。復職後は速やかに(1か月を目安とします)、ご利用中の学童クラブに「復職証明書」を提出してください。提出されない場合は、利用辞退していただく場合があります。

11 中野区に転入予定の方

中野区に転入予定の方で、令和8年4月30日までに住民票を異動される場合は、第1期及び 第2期申請受付期間も申請が可能です。28ページに記載の書類を揃えて提出してください。



申請書類について

申請に必要な書類

状況申請必要書類※	就労	就労(変則)	就労(自営等)	就学等	疾病	障がい	看護等	求職
1 利用申請書	0	0	0	0	0	0	0	0
2 就労証明書	0	0	0					
3 勤務実績表等		0						
4 就労等実績申出 書			0				0	
5 その他証明書			0				0	0
6 申出書※				0	0	0	0	0
7 在学証明書、カリキュラム等				0				
8 診断書(区様 式)					0			
9 障害者手帳、愛 の手帳、精神障害 者保健福祉手帳の 写し						0		

※申請に必要な書類は区ホームページからダウンロードできます。申出書及び診断書(区様式) は本利用案内には添付していません。必要な場合は区ホームページからダウンロードするか、 お近くの学童クラブにお申し出ください。 URL

https://www.city.tokyonakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei /kodomo/gakusyu/r7gakudoriyo.ht



▲区HP

(1) ブロッサムキッズ中野桃園クラブ利用申請書 "

○ 児童1人につき1部ご提出ください。

(2) 就労証明書

- 有効期間は原則3か月間となり、勤務先に記入してもらいます。勤務実態について不 明な点があるときは、勤務先に問い合わせる場合があります。記入にあたっては、記 載要領をご確認ください。
- 採用内定の場合も内定先に就労証明書を記入してもらいます。利用開始後状況が変更 となる場合には再度提出してもらう場合があります。
- 自営業、家族従業者等の方はご自身で記入していただき、(4)(5)の書類をご準 備ください。
- 単身赴任の方の分についても就労証明書は必要です。

(3) 勤務実績表等

○ 変則勤務、ローテーション勤務等の方は、直近3か月のシフト表、タイムカード(勤 務実績表)のコピー(勤務時間のわかる書類)を添付してください。

(4) 就労等実績申出書

- 就労(自営業、家族従業者、個人事業主等)の方は直近3か月の就労実態を記入して ください。
- 看護、介護をしている方は直近3か月の状況を就労等実績申出書に記入してください。

(5) その他証明書

- 自営業、家族従業者、個人事業主等の方は、仕事の内容が証明できる書類の写しを添付してください。詳細は18ページ「2 自営、家族従業者、個人事業主の方へ」をご確認ください。
- 看護、介護をしている方は、介護保険証、障害者手帳、愛の手帳の写し、診断書、ケアプランの写しなど状況がわかるものを添付してください。
- 求職活動をしている方は、就職活動を証明する書類(ハローワークカードの写し、インターネットの求人サイトや求人情報誌からの面接連絡メール、不採用通知)など状況のわかるものを添付してください。

(6) 申出書

○ ご自身でご記入ください

(7) 在学証明書、カリキュラム等

○ 在学証明書、入学許可証明書等とカリキュラム(時間割)などの状況が分かるものを 添付してください。就学予定の方は、利用開始1か月以内に提出してください。

(8)診断書

○ 区の様式による診断書を添付してください。内容次第では医師に問い合わせることが あります。

(9) 障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し

○ 障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の写しを添付してください。診断書 を添付していただく場合もあります。

(10) その他

- 申請受付期間、申請書類等が区立学童クラブとは異なりますのでご注意ください。
- 書類は全てペンまたはボールペンで記入してください。消せるボールペン、鉛筆の使用は不可です。間違えた場合は、二重線を引いて訂正して下さい。修正ペンは使わないでください。
- 申請に必要な書類は、学童クラブ利用開始時の状況を記載してください。
- 保護者双方それぞれの書類が必要です。事実婚、内縁、結婚予定で同居の方も含みます。一人で2項目以上に該当する場合は、全ての項目に係る書類をご提出ください。
- 4月1日現在、産休中の場合は、母子手帳の出産予定日の書かれたページの写しを添付してください。
- 兄弟姉妹で申請する場合は、ブロッサムキッズ中野桃園クラブ利用申請書以外は原本 1部、他はコピーの提出でかまいません。
- 令和8年4月末日までに中野区へ転入予定の方は、住所を証明する書類(賃貸借契約 書の写しや転居先住所が記載された郵便物等)が必要です。
- 離婚調停中の方は、離婚調停にかかる事件係属証明書、期日通知書の写し等が必要です。

2 自営、家族従業者、個人事業主の方へ

ご自身が就労の証明者になる場合には、「就労証明書」「就労等実績申出書」の提出と併せて、 それを客観的に証明する書類を提出していただきます。

次表の中から、<u>提出可能なものをひとつ</u>お選びいただき提出してください。 就労状況が確認できない場合は、追加で書類を提出してもらうことがあります。

○確定申告書の写し	○契約書の写し
○保健所等が発行している飲食	○受注票の写し
店営業許可証の写し	
○税務署に提出する個人事業の	○署名、日付が記載されている
開業届など	書籍など
○営業許可証の写し	○給与明細書、報酬の記録
○登記事項証明書の写し	○賃金台帳
○履歴事項全部証明書	○出勤の記録(タイムカードなど)
○現在事項証明書の写し	○自分が作成した作品やWEB
	ページなど
○源泉徴収票の写し	○営業上必要な材料等の仕入れ
	伝票(3か月分)
	多くなる場合は各月2~3枚ずつ)
○お店を開業していることが分	○相手方とやり取りしたメール
かるチラシ、ホームページの	の記録(3か月分)
コピーなど	(多くなる場合は各月4~5枚ずつ)

3 変則勤務の方へ

勤務時間が固定された時間ではなく、週、月単位で労働時間を変更することができる、ローテーション等のシフト制、自身で勤務時間を調整することができる裁量労働制、フレックスタイム制等の場合は、変則勤務として直近3か月分の実績表をご提出ください。

ただし、企業・団体等として裁量労働制やフレックスタイム制等を採用している場合でも、 申 請者の勤務実態が固定就労の場合は、変則就労ではなく固定就労として就労証明書等をご準備く ださい。直近3か月分の実績も不要となります。

4 医療的ケアが必要な児童について

学童クラブでは医療的ケアが必要な児童の受け入れを行います。学童クラブの利用及び医療的ケア事業の利用が認められた児童が対象です。**医療的ケアが必要な場合は、事前に地域子ども施**設調整係(03-3228-8934)までご相談ください。

(1) 実地できる医療的ケア

- 口腔内、鼻腔内又は気管カニューレ内部の喀痰吸引及び排痰介助としての定時薬液の 吸入
- 気管切開の管理

- 経管栄養(経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管又は腸瘻によるものに限る。)
- 皮下注射(インスリン注射に限る。)
- 〇 血糖測定
- 〇 導尿
- その他、中野区長が必要と認める医療行為
- (2) 申請に必要な書類(申請書類は区ホームページからダウンロードできます)

学童クラブ利用申請に必要な書類、 医療的ケア申請書及び同意書、 主治医の意見書

[URL] https://www.city.tokyonakano.lg.jp/kurashi/denshishi nsei/kodomo/gakusyu/r7gakud oriyo.html



(3) 医療的ケアを行う者

児童に対する医療的ケアは、実施学童クラブに配置される**看護師**が実施します。

(4) 医療的ケア事業の利用の決定

児童の医療的ケア事業の利用の可否については、区が開催する検討委員会での検討を踏ま え決定します。医療的ケア事業の利用を決定した場合は、保護者に「学童クラブ利用承認通 知書」及び「医療的ケア事業実施決定通知書」により通知します。利用決定後は、主治医が 作成した医療的ケア指示書を提出していただきます。

(5) 第1期申請期間以降に申請する場合

- <u>第1期申請期間以降、医療的ケアが必要な児童の受け入れを行うのは、申請時点で学</u> 童クラブの定員に空きがある学童クラブです。
- <u>医療的ケアを実施する看護師の配置には4か月程度の時間を要します。医療的ケアの</u> 実施は看護師の配置が出来次第となります。
- <u>医療的ケアが必要な児童については、看護師の配置準備のため、入所希望の4か月前から申請を受け付けます。</u>



学童クラブ利用開始後について

1 年度途中の審査及び利用状況の確認について

- 利用開始後、利用申請時に提出した書類の内容に変更が生じた場合は、直ちに利用している学童クラブに変更届と必要な証明書類を提出してください。保護を必要とする理由に変更があった場合は、利用要件を満たすかどうかの確認を行います。利用要件に該当しなくなった場合は、その月の末日を以て利用辞退となります。
- 利用開始後に、塾に通うなどの理由で常態として週3日以上の利用がない状況が1か 月以上続くなど、学童クラブの利用要件に該当しなくなった場合は、その月の末日を もって利用辞退となります。

2 離職、求職について

学童クラブ利用中に離職した場合、1か月は求職要件で学童クラブを利用できます。なお、離職した月は継続して利用できますが、求職要件として利用できる1か月に含みません。離職の翌月の初日から1か月になります。継続して利用を希望される場合は、利用期間内に就労証明書をご提出ください。

3 転居や指定校の変更に伴う手続きについて

転居や指定校変更申立の結果などによって希望する学童クラブを変更する場合は、速やかに 初めに申請した学童クラブにご相談ください。

4 利用辞退、利用休止、申請事項を変更するとき

申請事項(住所、勤務先、勤務状況、利

学童クラブの利用を辞める場合、休止する場合、申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。届出用紙は学童クラブにあります。

用日・時間等)に変更があった時 学童クラブの利用を辞める時、休止する時 (休止届は、1日も学童クラブを利用しない月の前月末日ま「学童クラブ利用辞退・休止届」でにご提出ください。休止は、最長2か月までです。)

「学童クラブ申請事項変更届 |

BLCSSOM TOWHATUR

運営法人	株式会社日本テレメッセージ
東京オフィス	東京都豊島区西池袋1-11-1 We Work
	Metropolitan Plaza Building 14F
電話番号	050-1746-3454
クラブ名	ブロッサムキッズ中野桃園クラブ
電話番号	03-6382-8510